

平成27年6月10日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 原田 希 5番 寺崎 太彦 6番 漆原 悦子 7番 井上 正宣 8番 吉富 隆 9番 碓 勝征 10番 大川 隆城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 米 本 善 則 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 副 課 長 福 島 敬 彦 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成27年6月10日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第32号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第2 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
(上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 議案第34号 上峰町生涯学習推進審議会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第35号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第36号 上峰町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第37号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第38号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第39号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加
及び同組合同規約の変更について

午前9時30分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議案第32号

○議長（大川隆城君）

日程第1．議案審議。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第33号

○議長（大川隆城君）

日程第2．議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（碓 勝征君）

今回のこの限度額なり軽減額の改正等で、総体的に税が増収になるものか、減収になるものか、そこら付近の見通しはどんなふうな予定になりますかね。

○健康福祉課長（岡 義行君）

課税の増収か減収かということになっておりますけれども、平成26年度の課税標準額というのが当初の賦課のほうで出ておりますけれども、26年度が10億円、平成27年度、これが977,000千円ということで、前年からしますと、約23,000千円ぐらいの減ということになっております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

日程第3 議案第34号

○議長（大川隆城君）

日程第3．議案第34号 上峰町生涯学習推進審議会設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第35号

○議長（大川隆城君）

日程第4．議案第35号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第36号

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案第36号 上峰町情報公開条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第37号

○議長（大川隆城君）

日程第6．議案第37号 上峰町課設置条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

これは確認の意味でお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

課の設置において、企画課を2つに分けるといような御説明をいただいております。その中で、まち・ひと・しごと創生室というように御説明をいただいておりますが、課長クラスの方がここに配置になるであろうと思いますが、呼び名として室長というふうな形でお呼びをしてよろしゅうございますか、お尋ねをいたします。

○総務課長（北島 徹君）

おっしゃるとおり、室長というふうになってまいります。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

そのような形で、課長クラスが行かれると思うので、そのように呼ぶことにさせていただきたいと思います。

本当に大きな課設置条例の変更になると思いますが、仕事の内容といたしましては、町長のほうからいろいろと説明をいただきましたけれども、もう一度、内容的なもの、2つに分けた理由等々があれば、お教えをさせていただきたいというふうに思います。

○総務課長（北島 徹君）

それでは、業務の分担の御説明を申し上げます。

まち・ひと・しごと創生室のほうに係を2つ置くという予定をしております、その中の1つ、まち・ひと・しごと創生係、こちらのほうで地方創生に関すること、それから、重要施策の企画及び計画調整に関すること、総合計画に関すること、土地利用計画に関すること、広域行政に関すること、市町村合併に関すること、企業誘致に関すること、ふるさと納税に関すること、その他施策の調整に関すること、以上がまち・ひと・しごと創生係の業務でございます。

同じ、まち・ひと・しごと創生室の中に広報企画係を置くという予定をしております、統計調査に関すること、国際交流に関すること、広報公聴に関すること、総合行政ネットワークに関すること、行政情報の電子化に関すること、ホームページの運営に関すること、秘書に関すること、報道機関との調整に関すること、情報公開及び個人情報保護に関すること、町広報紙の編集発行に関すること、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会に関すること、

その他企画情報に関すること、以上が広報企画係ということでございます。

続きまして、現在、企画係の財政係のほうを発展させまして、財政課というふうにしまして、係としましては財政係を置くということで予定をしております。その財政係の業務といたしましては、財政計画に関すること、歳入歳出予算の編成及び執行に関すること、資金計画に関すること、予算の配当に関すること、起債に関すること、地方交付税に関すること、財政事情の公表に関すること、庁舎の管理に関すること、公用車の管理に関すること、町有財産の管理に関すること、指名業者の審査及び登録に関すること、工事請負、業務委託及び物品購入の入札及び契約に関すること、土地取得特別会計に関すること、土地開発公社に関すること、その他財政・管財に関すること、以上を担当させるという予定にしております。

なお、今回2つに分けた理由、補足でも申し上げましたけれども、まち・ひと・しごと創生につきましては、地方創生に関する業務を担わせるという、スピーディーに仕事を処理できるようにということで、今回独立させるということで考えております。

また、財政課につきましては、今現在、財政のほうにも公会計とかそういった会計上、公のほうにわかりやすくするということ、そういうちょうど財政のほうの業務としても変革のときを迎えております。それで、そちらのほうも課として立ち上げたほうが仕事がスムーズにいくという考えのもとで、1課を2課に分けて業務を推進していくということで考えたところでございます。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

ありがとうございます。本当に上峰町の心臓部に当たる課ではなかろうかというふうに認識をしているところでございます。

非常に仕事量が多うございますが、財政課、まち・ひと・しごと創生室の職員の配置でございますが、何人体制ぐらいになる予定でしょうか。

○副町長（米本善則君）

お答えいたします。

まち・ひと・しごと創生室におきましては、室長以下5名を予定いたしております。

それから、財政課につきましては、課長以下4名を予定いたしております。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

ありがとうございます。

確認でございますが、財政課は課長以下4名ということは、5人体制であるということでございましょうか。まち・ひと・しごと創生室も室長以下5名というようにお話でございますが、室長さんを入れれば6人になるのかというお尋ねでございます。

○副町長（米本善則君）

失礼しました。それぞれ課長、室長を含めてということで現在のところ予定しております。

○8番（吉富 隆君）

もう1つお尋ねでございます。5カ年戦略の策定と、このまち・ひと・しごとに関連はあるのかないのか、仕事上ですね、お尋ねをしたい。

○副町長（米本善則君）

当然ながら、そこは関連のある業務を賄っていただくということになります。

○8番（吉富 隆君）

5カ年戦略の策定については、11月末ごろまでには策定ができるというふうなことでございますが、間違いはないでしょうか。

○副町長（米本善則君）

策定のほうは10月末を予定しておりますが、その後も5年間のフォローアップというのが業務として発生してくるということになると思いますので、引き続きその業務にも当たらせるとということになると思います。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

本当にいろいろと国のほうで法律が変わりまして、いろいろな地域による仕事量がふえてくるであろうと思います。非常に職員さん、また、室長さん、課長さんあたりには大変だろうけれども、町の心臓部に当たる課でございますので、ぜひとも頑張って町の方向性をきちっと出していただくようお願いをしておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（寺崎太彦君）

新たに室をつくるということなんですけれども、室をつくるということは、管理職はふえるということで、財政的に多少なりとも影響が出てくるのではないかと思います、そこを考えたら、係ぐらいにとどめてやったほうがいいかなと思います。そして、また、先月、前回の議会で副課長クラスを社協に職員を送るということで、やはり職員数がふえない中で新たに課をつくるということは、それだけ職員の方に影響が多々あってくるんじゃないかと思います。新たに室をつくるということであれば、年度の初めに職員の数を確認してつくったほうがいいかなと思いますけど、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○副町長（米本善則君）

ただいまの件につきましては、今回、かなりのスピード感を持って対応しなければいけないということが昨年末から国のほうから言われておるところでございますけれども、これに対応していくような採用等々が、正直なところ、間に合ってきていないという中での英断と

というような形になりますので、今年度はかなり負担が大きい部分も出てこようかとは思いますが、何とか乗り切って、来年度の採用等に向けてもその辺を含めた体制を整えていきたいと考えているところです。

○5番（寺崎太彦君）

今まで、先月とか、夜遅く役場の前を通ったら、12時過ぎまでとか結構電気がついて、いっぱいいっぱいのような感じもいたしますので、なかなか職員さん——確かに臨時職員さんで対応されるかと思えますけど、そこら辺の考えをもう一度お聞かせください。

○副町長（米本善則君）

確かに業務の負担というのが大きくなりつつあると、なっているという中での取り組みではございますので、我々のほうも的確な指示をして、的確に業務をこなせるような体制をとるように心がけて進めていきたいと思っております。

いずれにしても、今年度中に総合戦略については、しっかりとしたものを固めていくということが国との約束として先行型の事業等々、受けさせていただいているということもございますので、何とか踏ん張っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第38号

○議長（大川隆城君）

日程第7. 議案第38号 平成27年度上峰町一般会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

今回のチャレンジ交付金の関係で、それぞれ事業項目が出てまいっております。この内容を、概略でよございますので、若干説明をいただきたいと思えますけど。

○企画課長（高島浩介君）

それでは、私が企画のほうで歳入を一括で取りまとめて予算を計上しております。こちらのほうは、ちょっと補足説明でも御説明をいたしました。13の申請がありまして、7団体が採択をされております。中身のほうと申しますか、一応事業名と事業主体を読み上げてまいりたいと思えます。

まず1番目、事業名、障がい者よか余暇広場、事業主体が、親の会、特定非営利活動法人

わっしょい、続きまして、全員集合、ふれあい活性プロジェクト事業、社会福祉協議会、鎮西山さくらライトアップ事業、まちづくり実行委員会、ツバキ油の活用事業、上峰町商工会女性部、農業体験から地域の人とかかわり食育の意義を知る上峰っ子育成事業、こちらが上峰小ふれあい農業グループ、コミュニティリノベーションわたしたちのまちづくり、井手口地区自治会子供クラブ、老人クラブ、最後に、地域の伝統発見・発信事業、大字前牟田地区伝統文化保存会ということになっております。以上、7事業のほうが採択をされておまして、総額の補助金が10,138千円ということになっております。それぞれの歳出につきましては、各課のほうでそれぞれの項目のほうに全額補助ということで補助金のほうで計上をされておるということになっております。

以上でございます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

私のほうからは、予算のページ数は歳出の5ページなんですけれども、ふれあい活性プロジェクト事業、それから、障がい者よか余暇広場事業ということで御説明をさせていただきます。

まず、障がい者よか余暇広場というのが、障害者の自立につながるような生きがいを見つけるための余暇活動の充実ということで、その居場所のほうをこのわっしょいさんが計画されてつくる事業の経費に充てるものでございます。全員集合のふれあい活性プロジェクト事業ということで、ふれあいの拠点づくりということで、これは先日の一般質問の中でも若干触れましたけれども、社会福祉協議会のフロアの一部にソファ等を置きまして、なるだけ交流を深めてもらおうというようなことで、それに先立ちまして、事前にアンケート等を取り、それをもとにそういうふうなフロアを若干リニューアルしていくというような事業の内容でございます。

以上です。

○産業課長（江崎文男君）

産業課の関係につきましては、歳出の予算、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの款の7の項の2の商工観光費の中で、鎮西山さくらライトアップ事業補助金1,550千円、ツバキ油の活用事業補助金1,140千円計上しております。内容につきましては、今現在行っております鎮西山のさくらライトアップ事業の関係で、今現在、照明等が大変古くなって、電球のほうもなかなかそろわないというようなことと、あとカバー的なものがもう破れて使えない状態があります。今回、そういうふうなものの照明器具の取りかえ、配線、電球、カバー等の取りかえを予算化しております。それと、その照明関係のデザイナーの委託料、それとポスター、チラシ等の印刷費をこの事業で考えているところでございます。

それとあと1つの事業、ツバキ油のほうになりますけれども、ツバキ油につきましても、現在、商工会の婦人部のほうで、町木でありますツバキの実を油化されて販売をされてお

ます。それにつきまして、今回、その容器等のデザイン的な委託料、それと中身の油の研究費等を今回、予算化しているものでございます。

以上です。

○教育課長（小野清人君）

私のほうからは、9ページをお願いいたします。

9ページ、一番上の款の10. 教育費、目の2. 事務局費、節の19. 負担金、補助及び交付金の上峰っ子育て事業補助金425千円でございます。これにつきましては、地域の農家で大豆づくり指導班を結成いたしまして、小学校5年生約100名に対し、上峰産の大豆づくりを播種から収穫まで体験させる事業でございます。その大豆を収穫した後、豆腐づくり、みそづくり等も体験をさせ、最終的にはその豆腐などで自分たちが試食をすると、そういうことで加工とかの体験もできますし、将来の自分のキャリアに有意義なものがあるのではないかと、というふうなことで考えて、こういう事業を起こしています。

以上です。

○生涯学習課長（吉田 淳君）

私のほうからは、同じく9ページでございます。款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の1. 社会教育総務費の中のコミュニティリノベーション補助金770千円でございます。井手口地区の自治会、子供クラブ、老人クラブからの提案でございます。地域の課題として、地域住民による地域活動が低調であり、希薄となりがちな地域住民の交流の場を再構築し、地域自治の活性化を図る必要があるとして事業を起こされております。高齢者など地域住民が主体となって、子供の見守り、預かりを中心とした新旧住民間、世代間の交流機会をつくり、コミュニティの基盤強化を図るとともに、安心安全なまちづくりを進めることにより、地域の住民の定住化を図るとした事業をされます。期待する効果といたしまして、地域全体で取り組みを実施する仕組みをつくることにより、地域の一体感が高まることが期待されると。独居世帯の見守りなど、意識の醸成により、自治組織の再構築を図り、新たな過疎問題を解決するモデル地域になることを目指しますということです。予算の用途につきましては、公民館での講師の謝金、それから公民館消耗品の整備、また、子供たちへの遊具、勉学用の消耗品として計上をされております。

以上です。

○文化課長（原田大介君）

それでは、私のほうから最後になりますが、予算書の9ページでございます。文化財保護費の19. 負担金、補助及び交付金の項目に上がっております地域の伝統発見・発信事業補助金1,600千円について御説明を申し上げます。

事業の中身につきましては、前牟田地区の伝統文化ということでございますので、1本は、米多浮立保存会で、今、保管されています米多浮立に関する巻き物がございます。それに米

多浮立の由来とか次第を当時、記された巻物がございしますが、それを今回、専門家にお願ひしまして、中身を読み解いていただくと。その米多浮立のいい、それからそういった次第を現代語でも平易にわかるような形で訳していただくという作業をお願いしたいと考えております。こういった作業を通しまして、米多浮立に参加していただく皆様が、米多浮立の意義とかそういったものを十分認識して参加される場合と、そうでない場合とにつきましては、浮立に対する思い入れ等も全然変わってくると思いますので、こういったことを通じて浮立の振興を図っていきたいと考えているところです。

もう1件は、米多浮立にも関連いたしますが、大字前牟田地区のPR用としまして、米のパックを企画製作していきたいと考えているところです。これはPR用記念品として、ことし米多浮立が奉納されますが、そのときに訪れていただく皆様等々にお配りする目的で米を1合なり2合なりの小さなパックをつくりまして、米多浮立米とか、そういった名称のラベルを張りまして、それを配付してPRをしたいと考えております。これにつきましては、将来的には大字前牟田地区でとれたお米を使って、できたら前牟田地区のお米のブランド化につなげていけたらと考えている事業でございます。

以上です。

○9番（碓 勝征君）

13項目の申請があった中で、7項目の採用ということのようでございます。それぞれ申請額等も、今回の補正額以上になされていたかと思えます。これにつきましては、今後、継続をして、申請増額、認められればふえていくという形になるものか、今回は、今年はこれであって次年度に引き継ぐ形になるものか、そこらをちょっとお尋ねしたいと思えます。

○企画課長（高島浩介君）

先ほどの御質問でございますが、一応県のほうのお話としましては、立ち上げの費用ということで、これがずっと継続をしていくものではないと。ただ、同じ事業におきまして、来年度はさらに拡張して新規性を持つというようなことであれば、そこはまた検討されるということでございますが、基本的には今年度、立ち上げと申しますか、1回やって、通常の運用経費等をまた来年ということはないということで現在言われておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

これちょっと時間があるようでございますので、確認をさせていただきたいというふうに思います。

補正のところでこういう質問はいかななものかと思えますが、残業問題がちょっと100千円ほど出て、補正がされているようでございます。先ほど同僚議員からも、夜遅くまで役場

の電気がついていると。これは仕事をしているというふうに私は確認というか、認識をしているところでございますが、本当に上峰町においては、小さな町の欠点かもしれません。職員の数がぎりぎり状態で仕事をしていただいております。そういった中で、拘束される時間帯は、8時半から5時15分までだと私は記憶しておりますが、間違っていないと思いますが、そういった中で残業というのがここに出てくるであろうと思います。そんなときに、課長さんの指示で残業をしているのか、それとも自主的にやっておられるのか、課長さんたちが一番詳しいと思うんですが、過重労働という問題等々も出てまいります。年間トータル何時間というようなことも定めてあるようでございますので、そこら辺について確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねは、6ページの臨時福祉給付金事業の時間外手当についての御説明であるというふうに思います。この点については、臨時福祉給付金事業を所掌する課から説明させます。申しわけございません。

○健康福祉課長（岡 義行君）

昨年度に引き続きまして、この臨時福祉給付金が今年度も、額は6千円ということとなりまして、今回、その臨時福祉給付金の関係の経費を計上しているんですけども、基本的にはこれも事務費、あるいは給付金とも全部100%の補助事業でございます。今年度、今、予定的には8月にその対象者に送付をいたしまして、9月から6カ月間の期間で交付をしていくと、受け付けをしていくというようなことで、今回、職員を2人おりますけれども、その2人の職員について、全体トータルで30時間ずつの100千円ということで計上をさせてもらっております。臨時福祉給付金というのが、基本的には日中の、これに臨時職員もお願いするんですけども、それ以外にもその後の整理とかが出てきますので、時間外手当ということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

今、岡課長さんのほうから御説明いただきましたが、時間外手当というようなことで明記をされておりますよね。冒頭申したとおり、拘束時間というのは、8時半から5時15分まででしょう。それ以外に仕事した分についてが残業という形であろうと僕は思うんですが、よく理解ができなかったんで、その辺のつけ方、時間外手当という明記の仕方に、じゃこれでいいのかなどか、お尋ねします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

基本的には、先ほど言われたとおり、8時30分から5時15分までが基本の労働時間ということになります。それ以外で職務的に仕事をするということになれば、時間外手当ということで、基本的には一般の時間外手当というのが人件費のついている給与等のついているとこ

ろでの当初計上になってはくると思うんですけども、この分につきましては、臨時福祉給付金の関係の時間外手当ということで、それ以外の時間外手当につきましては、民生費の総務費のほうで計上をしているところで支出をしていっているんですけども、これにつきましては、この時間外手当につきましても補助金の対象経費ということでありまして、先ほど言ったように、5時15分以降にもそういうふうな整理等の時間外手当が出てくるものと思われるので、この項で計上をさせてもらっております。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

わかりました。本当に時間外手当の問題等々については、ここの補正のところでいかなもんかという前置きをしております。そういった中で、同僚議員からもあったように、夜遅くまで役場の電気がついているよと、少ない職員さんの数で大丈夫かというお話だったと思います。私も同感なんですけど、この問題のみならず、過重労働にはならないような形で課長さんたちは部下の管理をしていただきたい。これ一々、町長と副町長が知るわけじゃないんですから、これはやっぱり課長の仕事だと思うので、指示はやっぱり課長でないとできないと思うので、そこら辺については今後も目配りをしていただければと思っております。やっぱりよその各町でも、過重労働の問題出ていますので、うちは特に注意すべきであろうと思います。これだけ少人数で頑張っておられるのは理解しておりますよ。本当に御苦労さんと言いたいところですが、そういった問題等々が出ないような形で、各課長さんたちも目配りをしていただければというように思います。病気等々になって長期休めば、非常に負担がほかの人にもかかるので、そういうことを避けるためにも御提案をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたい。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（原田 希君）

先ほど臨時給付金ということで、関連なんですけど、今回、事業内容の確定ということで補正で上げられております。先ほどちょっと触れられましたけど、前年度もあったと思いますが、今回6千円ということで、前年度と比べてほかに事業内容として変更になった点があるかどうか、それから、前年度は子育て世帯の臨時給付金との兼ね合いがあったと思います。今年度はちょっと申請の時期がずれていますけど、その辺の兼ね合いはどうかということで質問をさせていただきます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

今年度の臨時福祉給付金につきましては6千円ということで、昨年度につきましては、一番の違いが、年金受給者の加算金ということで、その加算金が5千円ついておりました。これが今年度はその加算金がないということになっております。それが大きな違いで、それか

ら金額的にも昨年度が12千円だったと思うんですけども、これが6千円ということになっております。なお、当初の計上というようなことでありますけれども、まだ当初の時点では確定的なものがありませんでしたので、今回の補正でやりまして、指針的には8月から9月ごろに申請受け付けを開始というようなことで書いてありますけれども、本町としましては、今のところ、9月からの申請受け付け開始というようなことでの計画であります。

なお、子育てにつきましては、住民課ですので、これにつきましては当初のほうで計上がされているようです。

以上です。

○4番（原田 希君）

済みません、前年度たしか、臨時福祉給付金の対象になっている方で子育てのほうの対象になっている方、どっちも対象になっている方いらっしゃった場合、臨時福祉給付金を受け取られるのであれば、子育てのほうはもらえないということだったんじゃないかなと思うんですが、今回、申請の時期がずれていて、子育てのほうは申請始まっていますよね。その辺の、結局、子育て、今始まっていますので、申請をされている方が、8月からそういった案内が送付されて、ああ、こっちもやったということでやった場合の、どっちもいただけるのかというところの質問なんですけど、いかがでしょうか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

済みません、先ほどの給付対象につきましては、前年度10千円ということになっております。今年度が6千円ということで、今回の対象につきましては、住民税の非課税、課税されていないところの方にこの臨時福祉給付金を給付するということになっておりますので、子育てのほうとは直接的には関係がないとは思いますが、一応、支給対象者、この臨時福祉金の支給対象者としましては、市町村民税均等割が課税されていない者ということになっています。

以上です。（「ちょっとよくわかりません」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

執行部、補足答弁があれば、お願いします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

済みません、先ほど言ったように、均等割が課税されていない者には、この臨時福祉金が給付されますので、子育てのほうの給付金が支給されていても、この均等割が課税されていない者につきましては給付されるということになります。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（碓 勝征君）

6ページの障害者福祉費の難聴児補聴器購入の助成ですかね、102千円、この中身を教えてくださいたいと思います。

それから、8ページの用悪水路費の補償費ですかね、1,700千円、この中身もちょうと教えてくださいたい。

それから、同じく8ページの防災無線施設整備費の54,000千円ですかね、これ事前にお話があったかと思いますが、もう少しちょっと中身を、この工事内容の説明をいただきたいと思います。

○健康福祉課長（岡 義行君）

難聴児のことなんですけれども、こちらのほうは、今回、県のほうも補正のほうで予算を計上されているんですけれども、これにつきましては、障害者総合福祉法の装具の支給、障害者の支給の対象とならないところの購入費用ということで、県が2分の1、町が2分の1といえますか、町の予算的には2分の1なんですけれども、全体的には3分の1、県が3分の1、町が3分の1、個人が3分の1ということでの負担になっております。現在、予算をつけておりますけれども、基準額、その難聴用の基準額というのが152千円ほどかかります。その152千円の基準額の3分の1、予算的には3分の2をつけまして102千円なんですけれども、この2分の1が県の補助ということで、対象者としましては18歳以下の両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満というような方でありまして、この本町的には現在1名ということをつけているんですけれども、この1名の計算的には、県のほうが、県内のそういうふうな対象見込み数を98名ということで見込まれまして、それを案分されましたところで本町は1名というような予算で現在つけております。

以上です。

○建設課長（白濱博己君）

この移設補償費の1,700千円の件でございますが、これは地元から要望があっている分、水路の改修工事に伴う水道管の移設補償の分でございます。この件につきましては、町道下津毛下坊所線、これは庁舎の西側の南北の道路でございますが、この道路のちょうど下津毛地区に当たりますが、集落の南側水路から町道を横断暗渠排水が通っておりますが、この暗渠の東側の南北の水路に流れ込んでいる箇所につきまして、今年度、大雨冠水対策といたしまして、水路の改修工事を計画しておるところでございます。そして、この町道の中に東部水道企業団の配水管が通っております。工事の際、支障となっておりますことが判明しましたものですから、今回、工事とあわせまして、配水管の移設が必要となった予算でございます。配水管の仮設工事といたしまして、延長で25メートル、配水管の布設工事で延長7メートルということと、仮舗装の工事を含めまして、一式1,700千円の予算でございます。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○総務課長（北島 徹君）

お尋ねの8ページ、款の9. 消防費、項の1. 消防費の目の2. 消防施設費の節の15. 工事請負費54,315千円の件でございます。これに関しましては、今年度とそれから来年度という2カ年で工事を行っていくというものでございます。

まず、工事の概要でございますけれども、まず、行政無線に関しましては、デジタル防災行政無線ということで構築していくということでございます。全体の工事といたしましては、親局を役場のほうに1カ所、それから遠隔装置、制御装置、これを2カ所、これを役場の守衛室のほうに1カ所と、鳥栖の消防本部のほうに1カ所置いていただくように相談をしております。それと、町内各地区に屋外の拡声子局、いわゆる拡声のスピーカーでございますが、その子局を26カ所、それから戸別受信機を404台設置するという工事でございます。

それで、この工事費につきましては、全体で295,495千円を予定いたしております、平成27年度と28年度の2カ年事業になるということで、平成27年度につきましては、そのうちの2割程度を計上いたしておるということでございます。

工事の内容としては以上でございます。

○議長（大川隆城君）

9番議員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（田中静雄君）

こういうことを聞いていいかどうか、ちょっとわかりませんが、先ほどから時間外労働のことについてちょっと答弁がありましたけれども、私は役所のほうの、もちろん上峰町の役場もですけども、労務管理というのがよくわかりませんが、時間外労働をするときに、要は課長さんが指示をするのか、それともほかからの、どうしてもきょうやっておかにゃいかんからということで過勤務してやりますという上申があるのかどうか、どういふぐあいになっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（北島 徹君）

基本的には、業務が多岐にわたっておりますので、超勤を担当者のほうから申し出るという形をとっております。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○5番（寺崎太彦君）

5ページの項の1の社会福祉費の目の1の社会福祉費総務費の中の13の委託料の人材育成事業ということで（自殺対策）とありますけど、この事業の内容をお願いいたします。

○健康福祉課長（岡 義行君）

こちらのほうが、近年、自殺者が多いというようなことで、その人材育成ということで、町の民生委員の協議会のほうに委託をしまして、その委託をして各団体、ボランティアの団体等にお声かけをしまして、皆さんで人材育成、講師を呼んでそういう自殺対策の支える人を養成していくというようなことで今年度計画をいたしております。

以上です。

○5番（寺崎太彦君）

ボランティアを通じて人を集める、大体どれくらいの数を集めてされるんですか。

○健康福祉課長（岡 義行君）

基本的には、今までは民生児童委員さんを対象で病院の先生、あるいはそういう関連の方に来ていただきまして、そういうふうな研修を積んでいただけたんですけども、今年度につきましては、ボランティア団体、まだ細部のどこまで広げていくかというのはわかりませんが、ボランティア団体を幅広く集めまして、そういうふうな研修をしてもらって、その支える人の養成をやっていくというようなことで今年度は計画をいたしております。

以上です。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第39号

○議長（大川隆城君）

日程第8．議案第39号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、6月11日は休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、6月11日は休会とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時25分 散会